

## 特別敬老祝金贈呈



### 阿部アキヨさん(中倉一) 95 歳

大正 12 年 2 月 26 日 生

【阿部アキヨさんの元気の秘訣】

- ・好き嫌いなく何でも食べる
- ・ストレスを無くす

## むららの話題

地域の行事や話題、できごとを掲載します。  
総務課政策情報係までお知らせください。  
(055-3111)

hirata

むらの話題 ①

### スキー交流会



むら自慢づくり30人衆委員会による都市農村交流事業スキー交流会が2月24日、猪苗代スキー場で開催されました。  
都市農村交流事業で20年前から交流のある埼玉県川口市一丁目会の子供会の34人と平田村から27人が参加しスキーを通じて交流しました。  
今年で3回目となるスキー交流会では、スキーの初心者には上級者から教えてもらいながら上達する姿が見られ、親睦を深めました。

むらの話題 ②

### ミニバス ワックスかけ



ひらたミニバスケットボールスポーツ少年団によるボランティア活動が2月10日、蓬田小学校体育館で行われました。いつも利用している体育館に感謝の気持ちを込めながら、保護者と協力して清掃やワックスかけを行いました。

タクシー利用料金助成制度事業・平田村運転免許証自主返納支援助成金

4月から事業(受付)開始予定

お問い合わせ先 住民課 ☎55-3112

タクシー利用料金助成

村では、高齢者等の交通弱者、運転免許証自主返納者に対して、交通事故防止や生活の足の確保のため、4月からの1年間、タクシー利用の際に利用できるタクシー券を交付します。

利用を希望される方は、役場住民課に申請が必要です。申請すると、タクシー券が交付されます。

対象者

※次の①～③の条件をすべて満たしている方が対象となります。

- ①平成30年4月1日現在、75歳以上の方または、運転免許証自主返納者(75歳未満の方も該当)
- ②村内に住所を有する方
- ③村税を滞納していない方

対象期間

平成30年4月1日～翌年3月31日まで(1年間)

利用条件

- ◎交付を受けた本人以外は使用できません。
- ◎タクシー券の再交付はできません。
- ◎1回の乗車でのタクシー券の使用は2枚までとなります。※おつりはできません。
- ◎午前7時から午後9時までの乗車であること。
- ◎後期高齢者医療被保険者証または、運転経歴証明書とタクシー運転手に提示する必要があります。

助成金額

◎1枚500円分のタクシー券を20枚交付(10,000円分)

※申請する時期によって交付枚数が変わります。

- ★4月から9月までの申請者→20枚
- ★10月から12月までの申請者→10枚
- ★1月から3月までの申請者→5枚

利用タクシー会社

◎ひらたタクシーのみ。

申請手続き

◎平成30年4月1日から受付。(土、日、祝日を除く)

※平成30年度の受付は4月2日からになります。

◎申請場所…平田村役場 住民課

◎申請書に記入していただき台帳登録が必要となります。(申請書は役場住民課にあります。)

◎代理申請も可能です。(対象者本人の必要書類、代理人の印鑑が必要となります。)

申請手続きに必要な書類

| 対象者        | 申請に必要な書類等     |
|------------|---------------|
| 75歳以上の方    | 後期高齢者被保険者証・印鑑 |
| 運転免許証自主返納者 | 運転経歴証明書・印鑑    |

平田村運転免許証自主返納支援助成

村では、4月1日以降に運転免許証を自主返納した方に対し、助成金を交付します。

対象者

※次の①～③の条件をすべて満たしている方が対象となります。

- ①平成30年4月1日以降に運転免許証を自主返納した方
- ②村内に住所を有する方
- ③村税を滞納していない方

対象期間

平成30年4月1日～翌年3月31日まで(1年間)

助成金額

◎運転経歴証明書交付手数料1,000円  
※1人につき1回限りとする。

申請手続き

◎平成30年4月1日から受付。(土、日、祝日を除く)

※平成30年度の受付は4月2日からになります。

◎申請書に記入していただきます。(申請書は役場住民課にあります。)

◎代理申請も可能です。(対象者本人の必要書類、代理人の印鑑が必要となります。)

申請手続きに必要な書類

◎運転経歴証明書・印鑑・対象者本人の通帳(写しも可)



国民年金だより



住民課(年金担当) ☎55-3112

老齢基礎年金を受け取るための資格期間が  
25年から10年に短縮されました。



「資格期間」とは?

- ◎国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
  - ◎サラリーマンの期間  
(船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間)
  - ◎年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間  
(「カラ期間」と呼ばれる合算対象期間)
- これらの期間を合計したものが「資格期間」です。

年金の額は、納付した期間に応じて決まります。

40年間保険料を納付された方は、満額(平成29年度:779,300円)を受けとれます。  
10年間の納付の場合では、受けとる年金額は概ねその4分の1になります。

お問い合わせ先 住民課 ☎55-3112 / 郡山年金事務所 ☎024-932-3434